

令和4年12月 14 日

文部科学省大臣 永岡桂子様

中山国際法律事務所

弁護士 中山達樹



文部科学省の家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申入書

当職は、本年9月に世界平和統一家庭連合の国際本部(日本の家庭連合とは別団体)から依頼され、第三者的な立場から日本の宗教法人世界平和統一家庭連合(2015年8月以前は世界基督教統一神霊協会。以下、単に「家庭連合」といいます。)の調査・改革に携わっている弁護士です。

以下のとおり、文部科学省におかれましては、家庭連合に対し宗教法人法(以下、単に「法」といいます。)81条に基づく解散命令の裁判を提訴しないことを申し入れます。

目次

- 第1 本申入書の概要
- 第2 総論 一宗教法人法の制限的解釈
- 第3 法81条1項1号の解散事由はない
- 第4 法81条1項2号の解散事由はない
- 第5 結語

第1 本申入書の概要

家庭連合については、法81条に定める宗教法人解散の要件を満たさない。具体的には、貴庁が法78条の2に基づく質問権を行使する際に掲げた「組織性」「継続性」「悪質性」のいずれも認められない。

第2 総論 一宗教法人法の制限的解釈

宗教法人法のうち信教の自由に関わる条項については、憲法上の信教の自由(憲法20条)を保護すべく、謙抑的に解釈されるべきである。

殊に、法81条に定める宗教法人の解散は、同法人の信者が解散後に宗教活動を行うことを禁じせしめないとしても、法人格消滅に伴い法人はその財産や税務的恩恵を失う。のみならず、宗教団体としての社会的信用を失い、教義の伝播や勧誘等の宗教活動が著しく制約される。このように、法人の解散は、信者に対して社会生活上、有形無形の甚大な不利益を与える。

それゆえ、憲法上の信教の自由を保護すべき要請から、法81条に定める解散事由は、とりわけ限定的に解釈されるべきである。以下、同条項1号及び2号それぞれにつき論じる。

第3 法81条1項1号の解散事由はない

以下のとおり、法81条1項1号の解散事由はない。

1 「法令に違反」していない 一民法は入らない

法81条1項1号に定める「法令に違反」の「法令」には、民法は含まれない。

内閣総理大臣は、本年10月18日の衆議院予算委員会で、裁判所による解散命令の要件として、「法令に違反」の「法令」につき「刑法等で定める禁止規範や命令規範に違反するものとの考え方を踏襲している」「民法の不法行為は入らないという解釈だ」と述べた。これはオウム真理教宗教法人解散命令抗告事件(東京高等裁判所平成7年12月19日決定、資料1、以下単に「オウム真理教高裁決定」という。)の解釈を踏襲したものである。

しかるに、翌19日の参議院予算委員会で内閣総理大臣は俄に見解を変え、「行為

の組織性や悪質性、継続性が明らかになり、宗教法人法の要件に該当する場合、民法の不法行為も入り得る」などと述べた。この首相見解が、1号の「法令」に「民法を含む」と解釈したのかは判然としないものの、いずれにせよ1号の「法令」には民法を含まない。

(1) 謙抑的・制限的解釈 — 行為の予測可能性が必要

「法令」とは一般的に法律(議会在が制定する法規範)と命令(行政機関が制定する法規範)の総称をいう。この「法令」の文理解釈からは、「法令」に民法を含み得る。

しかしながら、憲法上の信教の自由を保護しつつ宗教法人法を解釈すべきであるところ、宗教法人を解散せしめるという究極的な効果を持つ法81条の解釈にあたっては、特に信教の自由への侵害を最小限にとどめるように解釈しなければいけない。つまり、1号の「法令に違反して」とは、宗教法人の解散つまり法人格の消滅という深刻な制裁が課されるに値する厳格かつ限定的な要件の一つとして解釈されるべきである。そうすると、「法令に違反」とは、宗教法人が認証取得後に獲得してきた権利・利益を全て未来永劫にわたって失わせるに値する大きな道義的・社会的非難に相当する要件と解釈されなければならない。

罪刑法定主義及び適正手続保障(憲法第13条、第31条)の観点からも、法人の解散という不利益処分が発動されるためには、その不利益を甘受せしめるだけの道義的・社会的に非難されるべき非行が要件にならなければいけない。ある非行に対して強い非難を向けるためには、予測可能性が予め与えられていなければならない。行為(作為・不作為)の予測可能性(規範)が与えられ、規範に直面したにもかかわらずあえてその規範に違反するからこそ、強い非難を向けることができる。つまり、予め与えられた予測可能性を裏切る非行がなければ、強い道義的・社会的非難を向けることはできない。

そのため、宗教法人を解散せしめる要件としての「法令に違反」とは、予測可能性が国民に十分に与えられた「法令」に対する違反でなければならない。

(2) 予測可能性担保は憲法上の要請 — 成田新法事件

実際、我が国の憲法31条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と述べ、国民の自由を制限するためには法律の定める適正な手続に依るべきとの手続保障を定めてい

る。そして、いわゆる成田新法事件(最高裁判所平成4年7月1日判決民集46巻5号437頁、資料2)でも「憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。」と述べ、適正手続の要請が行政手続にも及ぶと判示している。

かように、行政手続にも憲法上の適正手続の要請が及ぶため、宗教法人の解散の可否においても、国民・宗教団体・信徒に十分な予測可能性を与える必要がある。さもなければ、いわゆる「不意打ち」により、宗教法人を形成して信教の自由(憲法20条)を行使するという国民の憲法上の自由を奪うことになる。

しかるに、民法を「法令」に含めると、不意打ちとなり、国民の自由が大きく侵害される。権利等を侵害して賠償責任を負う民事上の不法行為事例は巷に溢れている。世上、ほとんどの民事・商事事件(多くは契約違反や債務不履行)は同時に不法行為も構成し得る。社会生活上、損害は不可避的・日常的に生じるところ、その損害の公平な分担のために賠償責任が認められる場合に法81条の一要件を形式的に満たすのでは、同条の「法令に違反して…」の文言が空文化する。しかも、賠償責任の有無を裁判で決するには数年を要する。数年経って初めて「法令に違反」したか否かが裁判上で判明するのであり、予測可能性はない。

実務的にも、刑事事件と民事事件は本質的・制度的に異なる。刑事事件では、検察庁が綿密な捜査の上で有罪となる可能性が高度な事件のみを立件する。一方、民事事件では、法曹が証拠吟味の上で提訴するのではなく、一般当事者が自由に民事裁判を開始できる。審理でも、民事事件では形式的真実主義(処分権主義・弁論主義)が取られ、立証でも証拠の優劣による証明がなされるため、賠償責任を負担する者・法人が常に強い道義的・社会的非難を向けられるべきとはいえない。

特に不法行為においては、行為の反倫理性よりも損害の公平分担の観点から政策的に損害賠償責任が割り振られる制度がある。例えば使用者責任においては、被用者が事業の執行につき行った不法行為につき、使用者側が選任監督における無過失を立証できない限り損害賠償責任が認められ、無過失責任に近い形で賠償責任が認められる。使用者側の反倫理性・不応行為は要件ではない。政府見解に

従い「法令に民法を含む」場合、使用者が「法令(民法)に違反する」ことは、裁判の確定を待つまで分からず、予測可能性は全く与えられていない。

このように考えると、1号の「法令に違反して」とは、予測可能性のある法令と限定的に解釈されるべきことが明らかである。具体的には、民法を含むあらゆる法律・命令の違反ではなく、禁止規範又は命令規範を定めて予測可能性を明示した刑罰法規(特別法を含む)や行政法規に限定されるべきである。

なお、政府及び文部科学省が言及する「組織性」「継続性」「悪質性」の3要素は、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」の認定に用いられるとしても、この「3要素があれば法令に違反する」と恣意的に解釈するのであれば、著しく予測可能性を欠く。適正手続の保障(憲法31条)の見地からも、漠然とした「継続性」「悪質性」等の要件を満たす場合には「法令」に民法も含むという予測可能性のない解釈はできない。

(3) 判例からの帰結 —オウム真理教高裁決定

上記のとおり、法81条1項1号「法令」の解釈は信教の自由保護の見地から謙抑的・限定的に行われるべきである。実際、オウム真理教高裁決定も、同条の制度趣旨に遡って同条の「法令」を限定的に解釈した。

ア オウム真理教高裁決定

オウム真理教高裁決定は、宗教法人の名を借りて犯罪的・反道徳的・反社会的な集団が跋扈する場合にその法人格を剥奪する制度であるという法81条の制度趣旨に遡り、「禁止規範」又は「命令規範」に違反した場合のみに同条が適用されると限定的に解釈した。同決定が81条の制度趣旨を論じた部分を以下に抜粋する。

「同法が 81 条1項1号及び2号前段において宗教法人に対する解散命令制度を設けたのは、宗教団体が、国家又は他の宗教団体等と対立して武力抗争に及び、あるいは宗教の教義もしくは儀式行事の名の下に詐欺、一夫多妻、麻薬使用等の犯罪や反道徳的・反社会的行動を犯したことがあるという内外の数多くの歴史上明らかな事実に鑑み、同法が宗教団体に法人格を取得する道を開くときは、これにより法人格を取得した宗教団体が、法人格を利用し

て取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を濫用して、法の定める禁止規範もしくは命令規範に違反し、公共の福祉を害する行為に出る等の犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化することがありうるところから、これを防止するための措置及び宗教法人がかかる存在となったときにこれに対処するための措置を設ける必要があるとされ、かかる措置の一つとして、右のような存在となった宗教法人の法人格を剥奪し、その世俗的な財産関係を清算するための制度を設けることが必要不可欠であるとされたからにほかならない。」

このように、オウム真理教高裁決定は、1号の「法令に違反して」につき「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」と限定的に解釈した。この禁止規範とは「一定の行為をしてはならないと命じる規範」であり、命令規範とは「一定の行為を行うこと又は行わないことを命じる規範」である。なお、同決定にいう「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範」の「等」は、特別刑法や行政法規には禁止規範・命令規範が存在することから、これらの法令をまとめて「等」としたものである。

オウム真理教は、平成元年の坂本弁護士一家殺害事件、平成6年の松本サリン事件及び平成7年の地下鉄サリン事件など数々の事件を引き起こし、計 29 人を殺害し、約 6500 人の被害者を生じさせた。刑事事件では信者 192 人が起訴され、松本元死刑囚など 13 人の死刑が確定した。かかる大事件においてさえ、東京高等裁判所が「法令」を広く解釈せず、「刑法等の…規範に違反する」場合と限定的に解釈したことは、信教の自由の見地から肯定的に評価できる。

イ 家庭連合との比較

一方、家庭連合については、メディア等で家庭連合の関与が取り沙汰された刑事事件はわずか2件にすぎず(後述)、しかもいずれも12年以上も前の事件である。死者は1人も生じさせていない(なお、安倍元首相の殺害では家庭連合信者が教唆・幫助等で組織的に関わったのではなく、山上被疑者ないし山上家の特殊事情のために生じたといえる。)

このようなオウム真理教と家庭連合の彼我の違いに思いを致せば、オウム真理教高裁決定が慎重に設定した法81条の制限的解釈を、裁判所の慎重な事実認定

や精緻な法理論解釈をすることなく、信教の自由を侵害する方向に変更する背景事情・積極的な理由は全くない。

(4) 本件へのあてはめ

そこで、オウム真理教高裁決定の立てた規範を家庭連合にあてはめる。

まず、不法行為による損害賠償を定めた民法709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めて損害賠償責任の発生を規定するにすぎず、加害行為の予防や加害者に対する制裁を目的とする禁止規範及び命令規範ではない。また、使用者責任を定める民法715条も、報償責任の法理から使用者に広く賠償責任を認めるものにすぎず、使用者に何かを命令したり禁止したりする規範ではない。

実際、不法行為が、不利益補填等を目的とするものにすぎず、加害者に対する制裁や一般予防を目的とする規範でないことは、最高裁判所も平成9年7月11日に明示的に以下のとおり判示した(最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁、資料3)。

「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり(最高裁昭和 63 年(オ)第 1749 号平成5年3月 24 日大法院判決・民集 47 巻4号 3039 頁参照)、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。」

このように、民法及び不法行為に関する定めは、法81条1項1号の「法令」に該当しない。また、家庭連合自体が刑法違反に問われた事例も皆無である。

したがって、家庭連合は「法令に違反」したといえず、法81条1項1号の要件を満たさない。

2 「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」ことはない

上記のとおり、民事不法行為が「法令に違反」の要件を充足しないにもかかわらず、貴庁は、政府見解を無批判的に踏襲し、民事不法行為が「法令に違反」の要件を満たし得ることを前提に、解散事由の疑いを性急に認定しようとした。つまり、貴庁は、家

庭連合が関わった民事判例の集積から「組織性」「継続性」「悪質性」の3要素を認定し、本年11月22日に、法78条の2に基づく質問権を行使した。

この3要素が質問権行使のどの要件に該当するかは不明であり、この不明瞭な要件を立てて質問権を行使したこと自体が、憲法上の手続保障の要請に反し、家庭連合の信教の自由を侵害する。

また、今般の貴庁の質問権行使は、過去の貴庁の運用と平仄が取れておらず、行政の一体的運用の見地からも大きな問題を孕む。具体的には、2008年4月、家庭連合が高額の和解をした件で質問権行使の是非が問題になった際、文化庁は「民事で敗訴した事例は多々あっても、使用者責任を認めるにとどまる。刑事事件にもなっておらず、報告や調査を求める要件に当てはまるとは考えていない」と回答した(資料4、朝日新聞2008年4月27日)。2008年時点で、文化庁は、民事裁判に関する事実を認識しつつ、それでも「報告や調査を求める要件に当てはまるとは考えていな」かったために質問権を行使しなかった。2009年以後の行為が原因で発生した家庭連合に関する民事裁判はわずか4件足らずであるところ(後述。資料12)、この数件の裁判の発生により俄に質問権の要件該当性が高まったとは考えにくい。

この貴庁・文化庁の対応の矛盾の是非は措くとして、この度に貴庁が質問権を行使したことから、81条1項1号の「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」疑いがあると認めたことと考えられる。

しかしながら、以下のとおり家庭連合に「組織性」「継続性」「悪質性」はなく、したがって「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」とはいえず、その疑いもない。

(1) 組織性がない

家庭連合は、組織的に違法な行為を行ったとはいえない。以下のとおり、刑事と民事に分けて分析する。

なお、オウム真理教高裁決定は「宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為」を法人の責任の根拠としており、これがいわば「組織性」の内実といえる。この規範(要するに「幹部が信徒を利用した関係にある」こと)にあてはめても、家庭連合に組織性があるとはいえない。

ア 刑事事件

家庭連合では、創設以来その63年の歴史の中で、その信者の宗教活動に関し詐欺・脅迫・監禁等の刑法事犯に問われた事例は1つもない。以下2つの刑事裁判例が取り沙汰されるものの、いずれも家庭連合の組織的な刑事責任が問われたわけではない。

(ア) 新世事件(平成21〔2009〕年11月10日東京地方裁判所判決)

新世事件でも、家庭連合が組織的に関与したとは認定されていない。

この事件は、家庭連合信者が代表取締役を務める有限会社新世の従業員が、呼び止めた通行人に印章購入を持ちかけた際、威迫して困惑させた点が特定商取引に関する法律違反に問われた事案である。

判決では、たしかに犯行の組織性が認定されているものの、そもそも家庭連合は被告にもなっておらず、有限会社新世の責任が認められただけである。しかも、家庭連合は、本件に関連し捜査差押を受けつつ、起訴されていない。これは、裁判所のみならず、捜査当局も、家庭連合の組織性を認めることができなかったからである。それゆえ、同事案の存在から家庭連合の組織性を認定することはできない。

(イ) ポラリス事件(2010年)

本事件は、有限会社ポラリスの一販売員が40万円で数珠等を販売した行為が特定商取引に関する法律違反に問われた事案であるところ、信者個人に対して略式裁判が下されたにすぎず、教団や幹部との関係は何ら認定されていない。したがって、同事案からも、幹部が信徒を利用した関係にあるとはいえない。

(ウ) 小結

以上のとおり、家庭連合が絡む刑事裁判例を分析しても、家庭連合に組織性があるとはいえない。

イ 民事事件

刑事のみならず、家庭連合の組織的な不法行為が認められた民事裁判例も見受けられない。

(7) いわゆる靈感商法

いわゆる「靈感商法」につき、家庭連合の組織的な関与は認定できない。

1970年代から、信徒が経営する株式会社ハッピーワールド(渋谷区)がいわゆる靈感商法を行って印鑑等の販売を行ったとして話題になった。2000年代も、信徒が経営する会社が先祖因縁等の不安を用いた行為をしたとされ話題になった。

しかしながら、これら別法人が関わる裁判例において、ほとんど家庭連合自体は被告となっておらず、家庭連合自体の民事責任が認められたのは、当職が把握する限り■■■■事件東京高裁判決(平成29年〔2017年〕12月26日)1件のみである。また、信者による販売行為が詐欺・脅迫(民法96条)を理由に取り消された事例も、これまで一つもない。

また、家庭連合側の裁判上の主張によると、1970年代から1980年代にかけて壺や多宝塔等の開運商品を販売していた主体は全国しあわせサークル連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)であり、1987年には壺・多宝塔の販売は中止されたとのことである。また、その後も印鑑等の販売は行われたものの、その販売主体は連絡協議会ないし連絡協議会を母体とする「信徒会」であって、その販売も2009年のコンプライアンス宣言(後述)以降、行われていないとのことである。

連絡協議会・信徒会に関する裁判所の判断は分かれてはいるものの、東京地裁平成25年11月27日判決は、信徒会を家庭連合とは別個の組織と認め、最新の裁判例である東京地裁令和3年5月14日判決(資料5)も、以下のとおり判示して信徒会を家庭連合とは「別の組織」と認定し、同判示は控訴審の東京高裁令和4年7月7日判決においても維持された。

「信徒会は、宗教法人である被告家庭連合とは別の組織である連絡協議会の支部を起源として、それぞれの地域で発足し、発展してきた組織であって、松本信徒会について

も、松本教会に通う被告家庭連合の信者らの一部が任意で所属している団体であり、代表者、会計担当者及び婦人部等の一定の組織性を有することが認められるのであるから、被告家庭連合からは一応独立した社団であると認められる。」

以上からすると、家庭連合がいわゆる靈感商法に組織的に関わったと認めることは困難である。

(1) 高額献金

信徒から高額な献金を受領した事案においても、家庭連合は組織的に不法なことをしたとは認定できない。具体的には、家庭連合が「ノルマ」や強制により信者に高額な献金を強いた事実は確認できない。

a) 家庭連合の運用

家庭連合では、1964年の法人規則制定以来、毎年、信者からの年間献金目標額(「予算」)を本部の責任役員会(現状は田中代表を含む7名で構成)が設定してきた。その運用(信者への伝達方法)は以下のとおりである。

i) 献金額

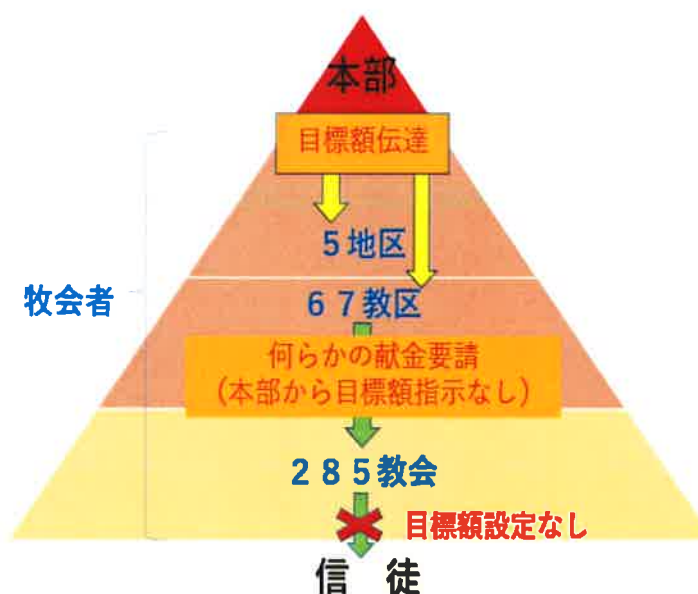
年間目標額は、最近では500億円程度である。これは高額に感じられるかもしれないが、信徒数を60万人(法人規則32条に基づく法人備付の信者名簿登録者数、文化庁へ届出)と計算すると、各人が年間約8.3万円である。一方、信徒数を10万人(半年に一度以上の礼拝参加者と家庭連合が把握する数)とすると、一人当たり年間50万円(月に4万円強)にすぎない。

この献金は、聖書(創世記28章20節から22節、民数記18章20節～28節、レビ記27章30節、マラキ記3章8節及び10節〔以上旧約聖書〕、新約聖書マタイによる福音書23章23節)にある「10分の1献金」と呼ばれるキリスト教の伝統に由来し、「献金をすることで魂が救われる」という教義に基づいている。「年間1人あたり50万円」程度だとすると、仮に世帯年収を500万円と考えればちょうど約10分の1になる。もっとも、現実的には、富裕層信者

からの献金額が大きな割合を占めるため、低所得者層からの献金はより低額である。

ii) 信者への伝達方法

この献金目標額は、5つの地区及びその下の67の教区にそれぞれ割り当てて伝達される。教区の下に285の各教会に対しては、教区から何らかの形で献金要請が伝えられるものの、本部から直接に目標額は伝えられない。また、各教会が各信徒に対して個別に目標額を伝えることはないとのことである。



仮に各信徒に対する献金要請を「ノルマ」と呼ぶ場合、未達成のときに制裁ないし不利益措置が想定されるものの、そのような制裁的措置は家庭連合は設定していない。ただ、現実問題として、各信徒の横の繋がり（近隣のネットワーク等）において、献金額を競うようになり、現場の信徒会スタッフらが信仰に熱心な余り、傍から見ると信者からの多額の献金を行うことが当然であるかのような雰囲気や「空気」を醸成・助長してしまったりすることはあるようである。裁判例を窺う限りでは、特に昭和や平成初期の事例からはそのような雰囲気の強さが垣間見える。なお、牧会者は、収入の10分の1を献金する伝統を教会員に対して指導する

のみならず、教会員の信仰の成長に応じ、10分の3まで献金できるように教育・指導する建前にはなっている(牧会者規程9条、資料6)。

iii) 献金に関する課題の分析

現在、取り沙汰されている家庭連合と一般社会との軋轢の真因は、この主に献金に関する「熱心な／熱心すぎる信者の情熱・献身」が社会に理解されにくいことにあると思われる。より具体的には、いわゆる「一世信者」の信心深さが「二世信者」と共有されていない場合も多く(山上被疑者の家庭において象徴的である)、「家庭」連合という名を冠しておきながら、各「家庭」における問題への配慮が必ずしも十分とはいえなかったことも指摘できる。

とはいえ、信者からの献金は経常収入の100%を占め、利息その他の財務収入は経常収入の1%程度にとどまる(令和3年度収支計算書)。この数字からは、信者が熱心に献金する篤い信仰心と雰囲気があったからこそ、財政的に家庭連合の運営が支えられてきたようである。

iv) 2009年コンプライアンス宣言

以上のとおり、信者からの献金につき家庭連合にも改善点があったとしても、特に2009年のコンプライアンス宣言以降は、大きく改善していることが窺える。

具体的には、教会長に対する教育として、献金を強いるような雰囲気を作出させないように強く指導している。これは牧会者規程の以下からも読み取れる。

-35条 コンプライアンス3要件

-36条 率先垂範の義務

-37条 誠実義務

-38条 親切・公正の義務

-41条 品位保持の義務、制裁として48条減点評価

また、仕組みとしても、特に2014年の「牧会者規程」制定後は、無理な献金をあえてさせないシステムを人事制度と絡めることで構造的に整えている。すなわち、献金目標額達成は、牧会者の人事評価でもわずか

10%を占めるにすぎず(牧会者規程 47 条「牧会者の実績に対する定量評価基準」、資料7)、むしろ部下からの評価が20%を占める(牧会者規程 45 条1項)。つまり、教会長が、信徒からの献金を強制すると、(信徒からの苦情等を通じて)部下からの評価が下がる仕組みになっている。このように、献金を強制すると教会長が「自らの首を絞める」ことになる工夫を設けることで、献金の強制を未然に予防している。献金を強制しない仕組みとしては、このように「教会長その他牧会者の人事考課システムに組み込む」といういわば一つの理想的な防止体制を敷いていると肯定的に評価できる。

b) 民事裁判例の分析

家庭連合が責任を問われた民事裁判例を広く分析しても、高額な献金を受領することに組織的な不法性が認められるとはいえない。

i) 民法 709 条

家庭連合自体が不法行為責任(民法709条)を問われた以下の2つの裁判例からも、家庭連合に組織的な不法性が認められるとはいえない。

① 東京高裁平成29年12月26日判決

家庭連合の元信者の女性が、多額の献金をさせられたとして、教団と国に約4300万円の損害賠償を求めた事案で、判決は「統一教会であることを組織的に隠す勧誘手法は社会的に相当ではない」と述べ、一審・東京地裁判決が命じた約1千万円の賠償額を約140万円増額した。

地裁・高裁を通じ、家庭連合側の勧誘行為に対する評価が焦点となり、地裁判決は家庭連合に信徒らの使用者責任のみを認めたものの、高裁判決は、(使用者責任に加え)家庭連合自体の不法行為を認定した。もっとも、この高裁判決の認定は、以下のとおり「信徒会が家庭連合の一組織だから」という抽象的な理由に基づく判断をするに留まり、幹部の誰がどのような言動をして、それが信徒のどの行為を利用したなどの細かい事実認定をしていない。

「世田谷信徒会は一審被告家庭連合内の一組織というべき

であり、一審原告に対する違法な勧誘及び教化活動は、一審被告家庭連合の行っている伝道活動として一審被告家庭連合の信者が行ったものであり、一審被告家庭連合自身が行った不法行為ということもできるから、一審被告家庭連合は、民法 715 条、709 条に基づき、損害賠償責任を負う。」

そのため、オウム真理教高裁決定の「宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為」という組織性の規範を同事案にあてはめた場合、家庭連合が「組織的に」不法な行為をしたと認定することはできない。

② 東京地裁平成28年1月13日判決

家庭連合の女性信者の元夫が、婚姻期間中に夫の意思に反し夫名義財産から多額の献金等をしたとして、家庭連合に対し損害賠償請求した事案で、裁判所は、組織的な不法行為であることを認め、民法 709 条に基づく元夫に対する損害賠償責任を負うとして、家庭連合に対し約 3430 万円の支払を命じた。

判決は以下のように判示し、家庭連合の組織的な不法行為を認めた。

「被告においては、組織的活動として、信者の財産状態を把握した上で、壮婦(中山註:女性信者)に対しては、献金によって夫を救い、夫の家系を救うという使命のために、夫の財産を夫の意思に反して内緒で献金する等の名目で交付させており、これを受けて専業主婦である由美子が行った献金等について、その原資が原告の財産であり、原告の意思に反して出捐されたことを認識していたと認められるから、上記出捐について、組織的な不法行為として原告に対する損害賠償責任を負うというべきである。」

しかしながら、驚くべきことに、上記判決では、「組織的活動」を認定しておきながら、幹部・教会員の誰が、どのように関わっていたという事実認定を一切行っていない。また、家庭連合が信者又は壮婦の夫の財産

状況を把握していることがなぜ組織性につながるのか、その理由も明らかにされていない。

そのため、同事案にオウム真理教高裁決定の「幹部が信徒の行為を利用した」という組織性の規範をあてはめても、家庭連合が組織的に不法な行為をしたと認定することはできない。

ii) 民法 715 条(使用者責任)

以上のとおり、民法 709 条が問題となった2つの民事裁判例からは、家庭連合の組織性を認定することができない。そのためであろうか、内閣総理大臣及び文科大臣は、民法 709 条の不法行為のみならず、家庭連合の使用者責任(民法 715 条)が認定された20の民事裁判例の存在を組織性の追加理由の一つとして挙げた。

当職でこれら裁判例を分析したところ、家庭連合に使用者責任が認められたからといって、オウム真理教高裁決定がいう「幹部が信徒の行為を利用した」という組織性は認められなかった。そもそも、報償責任及び損害の公平な分配の法理から使用者に賠償責任が認められたとしても、宗教法人の解散事由に値する組織性が認定されるか否かは別問題である。

つまり、家庭連合に使用者責任が認められたとしても、解散(や質問権行使)を正当化するに値する組織性、つまり「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」といえるほどの組織性があるとはいえない。

① 組織性を否定した裁判例

まず、以下の4つの裁判例は、直接、違法行為の組織性を否定した。この点に関する判決要旨を以下に記す。

—京都地方裁判所平成14年10月25日判決(資料8)

信者の違法行為は、家庭連合の行為であることを認める証拠がない。

—東京地方裁判所平成18年10月3日判決(資料9)

献金勧誘行為が、違法なシステムに基づいて、組織的、計画的に行われたものであるとまで認定することはできない。

—福岡地方裁判所平成22年3月11日判決(資料10)

家庭連合が家庭連合の教義を利用して、組織的に違法な献金及び物

品購入の勧誘活動を行わせており、本件各勧誘行為がその一貫として行われたものであるとまで認めるに足りない。

—福岡地方裁判所平成23年2月28日判決(資料11)

違法な献金行為に関与した者が家庭連合の中枢を担っていた者とはいえ、家庭連合による不法行為と同視することはできない。

② 組織性が読み取れない裁判例

また、上記4裁判例に加え、以下の11の裁判例でも、以下5点:

- ・献金に関与した者が信者、家庭連合の従業員であること
- ・献金行為が教義に基づくものであること
- ・家庭連合が献金を受領していること
- ・家庭連合が献金行為について指導を及ぼし得る立場にあったこと
- ・献金者が家庭連合と信徒会等の団体を分別して認識していたこと

等に鑑み、家庭連合と不法行為者が実質的な指揮監督命令関係にあったかを判断したものにすぎない。つまり、オウム真理教高裁決定がいう幹部が信徒の行為を利用したという組織性は認められない。

—福岡地方裁判所平成6年5月27日判決

—東京地方裁判所平成9年10月24日判決

—奈良地方裁判所平成9年4月16日判決

—福岡地方裁判所平成11年12月16日判決

—広島高等裁判所岡山支部平成12年9月14日判決

—札幌地方裁判所平成13年6月29日判決

—大阪地方裁判所平成13年11月30日判決

—東京地方裁判所平成19年5月29日判決

—東京地方裁判所平成20年1月15日判決

—札幌地方裁判所平成24年3月29日判決

—東京地方裁判所令和2年2月28日判決

ウ 明覚寺事件との比較

宗教法人の解散命令を受けた他の明覚寺事件(和歌山地方裁判所平成14年1月24日判決)と比べても、家庭連合に組織性があるとはいえない。

明覚寺事件は、以下7つの事実に基づき、詐欺行為が団体に属する構成員の個人的犯罪とはいえ、宗教法人たる明覚寺が主体となって行ったと判示した。

- ① 代表者の指示及び決済を経て詐欺の端緒となるチラシが作成された
- ② 金銭を詐取された者が新たな詐欺の端緒となるピラ配り等をさせられた
- ③ 「教師特別錬成命令書」が作成され、騙取金額の目標値が設定されていた
- ④ 団体内部における階級の昇降が騙取金額にかかっていた
- ⑤ 代表者が詐欺文言を羅列したトーク集を作成し、配布していた
- ⑥ 騙取金額が、代表者に次ぐ地位である者の口座に振り込まれていた
- ⑦ 詐欺の実行者が話術訓練を受けていた

これに対し、家庭連合では、献金の目標を設定することはあっても、不法行為が認定された違法な献金勧誘行為(以下「不当献金」という。)に関し、組織としてノルマや目標値を設定したことはない。また、家庭連合代表者の指示が不当献金及びその端緒になっておらず、不当献金を強いられた者が新たな不当献金に助力したこともない。不当献金の結果は、家庭連合内部における地位の向上につながっておらず、不当献金が代表者等幹部の者の個人的利益にもなっていない。さらには、家庭連合は不当献金行為を助長するような訓練をしていない。

このように、明覚寺事件と比較しても、家庭連合に「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」といえるほどの組織性があるとはいえない。

(2) 継続性がない

以上のとおり、家庭連合に解散事由の存在を基礎づける組織性はない。

さらに、日本での創立以来63年の歴史の中で、かつて家庭連合の信徒らが不適切な行為を行ったと非難され得るべき点があったとしても(その改善点は後述する)、遅くとも2009年のコンプライアンス宣言以降、かつて違法性を問われた信徒らの活動はほぼ完全に払拭されたといえ、信徒の活動いわんや家庭連合自体の活動に非難されるべき「継続性」は見受けられない。家庭連合は、特に2009年以降、他の宗教と比しても高い透明性を担保しており、2009年以前と比較して非難されるべき継続性があるとはいえない。

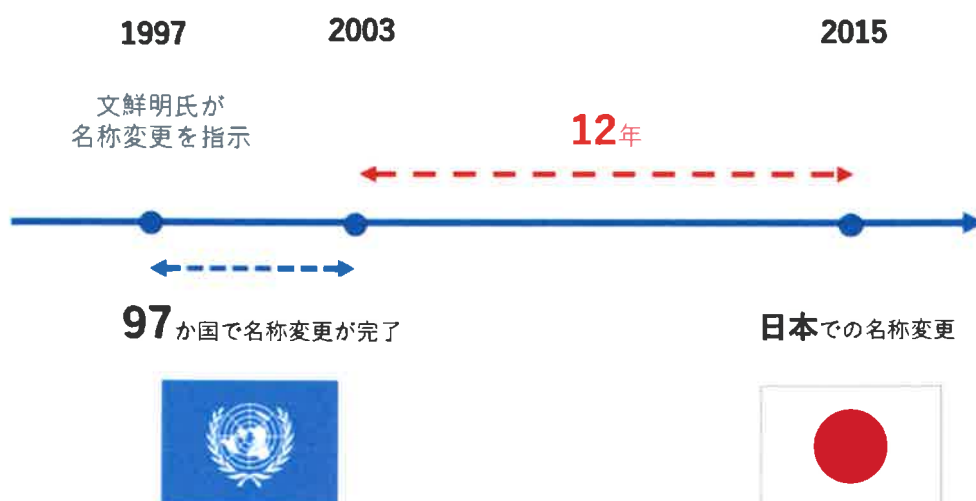
ア 2009年前

前記のとおり、家庭連合側の裁判上の主張によると、1987年には壺・多宝塔

の販売は中止されたとのことであり、その後も印鑑等の販売は行われたものの、2009年のコンプライアンス宣言以降は行っていないとのことである。またコンプライアンス宣言以降、献金する者の自由意思に対する配慮を励行している。

なお、1997年に総裁の文鮮明氏は、当時の世界基督教統一神霊協会という名称を、全世界各国で「世界平和統一家庭連合」に改称するように指示した。これを受け、日本でも1997年から家庭連合への名称変更手続を始めた。これは、創立40年の1994年に、文氏が「個人の救済」から「家族の重視」へ重きを置くことを宣言した流れに基づく。巷間言われるように、日本でイメージの悪い「統一教会」の名称を糊塗するために「家庭連合」という名称を用いたというわけではなく、創始者の提唱する教義に基づく全世界的な名称変更の一環として行われた。実際、現在に判明する限りでは、遅くとも2003年までに、少なくとも世界主要97か国で「家庭連合(Family Federation)」への名称変更が終了している。

統一教会→家庭連合への名称変更



なお、2015年の名称変更後は、1年にわたり、あらゆる表示・掲示・出版物において「世界平和統一家庭連合(世界基督教統一神霊教会)」のように両名を併記していた。このことから、家庭連合への名称変更が、統一教会の悪評を隠すためであったとはいえない。

イ 2009年(コンプライアンス宣言)～2015年

前記新世事件で教会が家宅捜索を受けるなどして社会的批判が強まったこともあり、家庭連合は 2009 年3月に「コンプライアンス宣言」を発表し、7月に徳野会長(当時)が引責辞任した。コンプライアンス宣言の内容は、

- ① 献金と先祖因縁等を殊更に結びつけた献金奨励・勧誘行為をしない
- ② 正体隠しの禁止(勧誘当初から、主体が家庭連合であることを伝える)
- ③ 信徒の経済状況を把握して過度な献金を勧誘しない

である。

2009年以後は、家庭連合は、コンプライアンス宣言を徹底化させるべく、毎年のように施策を講じてきた。特に、家庭連合は、一般企業に勤めて社会常識や企業経営に長けた者(例えば、電通に勤務していた佐藤進広報局局長、大和証券で ISO9000の実施等に実績を有する勅使河原秀行人事財政局局長等)を多く職員に迎える等して、社会に理解されるような組織にすべく尽力してきた。2009年以後の主な内部改革の経緯と内容を以下に示す。

日付	事実
2009年2月	「教会指導者に対する注意と指導」発表(指導者は収益事業に関わらない)
2009年3月	コンプライアンス3要件 「信者らの献金奨励勧誘活動及びビデオ受講施設等における教育活動等に対する指導について」発表
2009年6月	「会員の心得」発表
2010年8月	「就業規則」制定
2011年12月	「業務能力評価」開始
2012年4月	「雇用保険」「労災保険」加入
2012年9月	「嘱託規定」「俸給規定」制定
2013年6月	「健康保険」「厚生年金」加入(社会保険完備)
2013年11月	「衛生委員会」設置
2014年10月	「牧会者規程」制定、「教会員意識調査」開始
2015年3月	「経理運用基準」制定
2015年3月	単身赴任者の職員寮の法人契約推進
2015年11月 ～16年9月	人事正規化(全関係者と雇用契約、委託契約等の契約関係明確化)

2015年12月	「伝道活動および施設に関する基準」制定(未証伝道禁止、施設に名称明記、伝道文書へ名称明記、伝道施設を法人名義へ)「活動支援金受給契約」開始
2015年12月 ～16年3月	伝道施設改善(法人名義でできない場合に貸主の許可)
2017年3月	定年退職制度の本格的運用開始
2017年10月	希望退職実施(人員調整)、「40日原理を中心とした総合教育力強化研修」開始
2018年4月	「Web会計システム」運用開始(会計帳簿の標準化、電子化)
2018年8月	働き方改革の実施(有給取得、滞在時間の短縮)
2018年11月	「経理規程」制定
2020年4月	正職員定期採用開始、新入職員研修制度開始
2020年10月	準職員男性の正規化
2021年2月	二世圏牧会者の登用

この2009年からの内部改革の概要を以下に説明する。

(7) 背景

そもそも各信者は、宗教法人の構成員ではなく、献金等をする支持者にすぎない。信者が他の信者に対して献金を促すことを、全て家庭連合が支配下に置いて管理することはできない。とはいえ、信者間で献金を強いるような雰囲気を作られないよう、家庭連合としては、牧会者の人事評価と育成を通じて、不当に献金を募らないような組織的な仕組みを構築してきた。

(1) 献金対策

主に、法人の構成員を中心に統制を図り、上記コンプライアンス宣言(①～③)の違反がされないようにした。コンプライアンス宣言に違反する場合、懲戒処分が発生するようにし(就業規則)、その代わり社員としての立場を明確にするため雇用保険や労災保険等の規則を制定した。利益なきところに罰則が効果を発揮しないため、社員としての身分の正規化を図った(2015年人事正規化等)。

この献金対策の効果は、メールによる相談窓口を設けることで精査している。実際、牧会者と信者とのトラブルは2011年の窓口設置以降は劇的に減少した。2009年以前は年間で100件近くの相談が報告されたことがあった

ものの、現在は献金に関するトラブルが報告されることはほとんどない。

(ウ) いわゆる「正体隠し」への施策

信者がいわゆる正体隠しをして伝道をしないように教会名称を明示する仕組みを作った(2015年「伝道活動および施設に関する基準」等)。現在、正体隠しに関する違反事例は、家庭連合本部に連絡されていない。

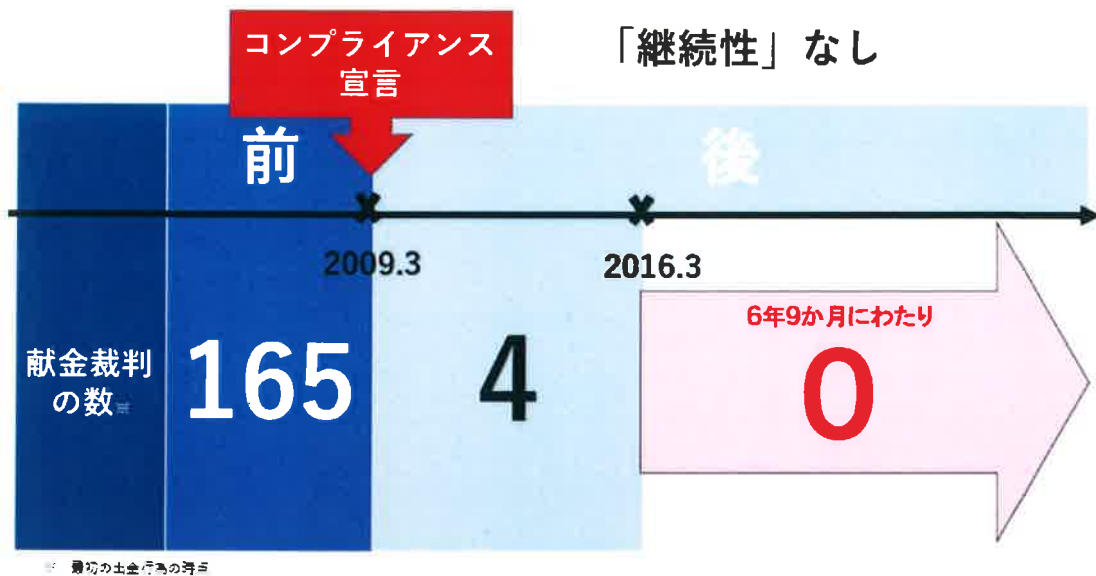
(エ) 二世信者へのケア

二世信者がより教会幹部になりやすいようにし、二世信者の意見が反映できる仕組みを作った(2021年二世圏牧会者の登用等)。

上記(イ)献金対策についてさらに説明する。

地区・教区・教会で勤める者(各教会の総務部長・経理を除く)を「牧会者」というところ、牧会者が守るべき倫理等を厳しく後半に定めた全60条の「牧会者規程」を2014年に定め、同規程に基づく教育管理を徹底している。牧会者は、毎年2度の人事評価を経て、より上位の職員へ昇級するところ、牧会者規程でその人事評価方法を定めている(同規程第7章人事労務管理、43～56条参照)。

この人事評価制度を通じた献金の管理は相当程度に奏功しているようである。裁判例を分析すると、家庭連合が献金に関して提訴された169個の民事裁判のうち、2009年コンプライアンス宣言「以前」に行われた献金に関する裁判は、165件あった(初回の出金時を基準)。一方、2009年コンプライアンス宣言「以後」の行為に関する不当献金の裁判は、わずか4件に減少した。しかも、2016年3月以降、現在に至るまで7年弱の間の献金につき、家庭連合に対し提訴された裁判は1件もない(資料12)。以下に図示する。



このように、「最近の約7年間、献金に関して提訴された裁判が1件もない」家庭連合に対し、「継続的な不法行為をしている」という非難が向けられるべきとは思えない。

ウ 2015年以降

2015年の家庭連合への名称変更後、さらに「個人の救済」「個人からの献金」から「家庭の尊重」への教義の強調を進め、それに伴うコンプライアンス浸透を図ってきた。実際、上記のとおり、2016年3月以降に信徒から受領した献金に関し民事裁判は1件も提訴されていない。

今般の安倍元首相殺害事件に関しても、遠因となった山上容疑者母の献金は2009年よりだいぶ前と報じられており、同事件と2009年のコンプライアンス宣言後の家庭連合の取組みとの間に合理的な関連性を見出すことはできない。とはいえ、家庭連合としては、これを機に組織のあり方を見直す取組みを行っている。具体的には、本年9月7日に「教会改革推進本部」を設置したり、責任役員(幹部)らが、

- ①信者の家庭内の対話への配慮が不十分であったこと、及び
- ②世帯伝道(個人に対してのみならず、家族全体に対する伝道)を積極的に行ってこなかったこと

の2点を主に自己批判したりして、改善に向けた努力を行っている。今月12月にも、教会改革推進本部の勅使河原本部長が、全国12の拠点に行脚して、約

1000 人の牧会者に対し、本年12月10日に成立した新法の対応を踏まえた教会改革に関する説明会を開催している(資料13ないし18)。

これらの取組みも、「継続性がない」ことの一要素として肯定的に評価できる。

(3) 悪質性もない

組織性も継続性もないばかりか、悪質性も認められない。

ア 組織性・継続性なし

貴庁が「組織性」「継続性」の他に「悪質性」を挙げたのは、前記新世事件判決で示された量刑理由を参考にしていると解される。すなわち、同事件は、家庭連合ではなく、あくまで新世という会社についてではあるものの、「…は相当高度な組織性が認められる継続的犯行の一貫であり、この点からも犯情は極めて悪い」と判示した。この量刑理由からは、「組織性」と「継続性」があるから「悪質性」が導かれると読める。

この論理を敷衍すると、本件では組織性と継続性が認められない以上、悪質性もない。

イ 裁判の認容金額の関連性は低い

貴庁は、民事裁判例において家庭連合が賠償責任を負う金額合計が14億円(1994～2021年の28年で計22件)に上る点を、悪質性の一要素としているようである。

しかし、そもそも裁判の認容金額のみで事案の悪質性を論じることはできない。仮に賠償金額の多寡で悪質性つまり「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」と判断されるとすれば、例えば1人の富裕層に対して10億円を超える献金の返還が認められた場合、即「悪質」「公共の福祉に反する」となりかねない。また、国家賠償請求事案で国家が高額な賠償額を負担した場合、国が「悪質だ」と非難されることを肯んずることは難しい。

加えて、敗訴金額の全額を支払ってきた家庭連合は、民法に従った事後処置を適切に行っており、その意味でも法令違反をしていない。

ウ マインドコントロール

いわゆる「マインドコントロール」についても、巷間話題になっているものの、家庭連合の勧誘や教義がマインドコントロールとして非難されることはない。実際、名

古屋地方裁判所 1998 年3月26日判決(資料19)も、以下のように判示して明示的にマインドコントロールの違法性を否定している(神戸地方裁判所 2001 年 4 月 10日判決も同旨)。

原告らの主張するいわゆるマインド・コントロールは、それ自体多義的であるほか、一定の行為の積み重ねにより一定の思想を植え付けることをいうと据えたとしても、前示したところによれば、原告らが主張するような効果があるとは認められず、さらに、前記(一)(二)で認定した勧誘化の方法、経過を併せ考慮しても、宗教上の勧誘、教化行為のあり方として、社会的相当性を逸脱したとはいえない。したがって、原告甲野は、違法な勧誘、教化行為により人格権を侵害されたとはいえない。

エ 小結

上記の他に、家庭連合が関わった各裁判例で「著しく公共の福祉に反することが明らか」と強く非難されるような悪質性は認定されていない。

そもそも献金に関わる裁判で争点になるのは、献金者本人の自由意思であったか、そうでないとしてどれくらいその意思が侵害されたか、である。仮に献金者の自由意思が阻害されたと認定されたとしても、それは基本的には個人の内心の問題である。それゆえ、献金の意思に関するトラブルが仮に生じたとして、それが「著しく公共の福祉に反することが明らか」と認定されるとは思えない。

しかも、家庭連合に対して民事裁判を提訴した原告のほとんどは、信仰を失って(又は拉致監禁に基づく脱会説得により信仰を失わされて)心変わりをした元信者である。現役の信者は仮に同様の勧誘を受けて献金を行っていても、全く被害者意識がなく、感謝し喜んで信仰生活を送っている。実際、本日現在で2万3000人の信者が、幸せな生活を送り家庭連合の存続を求める署名運動をしている。貴庁におかれては、全国数万人の何ら罪のない信者が、信仰のために幸せな生活を送り、切に家庭連合の宗教法人としての存続を希望しているという実態に深く思いを致していただきたい。

ある二世信者がいみじくも述懐しているとおおり、「そもそも宗教者にとって、お金とはこの世への執着の表れでもある。」(楠高次『平和を愛する世界人の息子として ～宗教二世として歩んだ人生と高額献金を経験して～』。資料 20)。世俗への執着を断って信仰に基づき真摯に献金を行い、信仰喪失後にその献金の返還を求めて裁判を提訴した場合に(約3割が原告敗訴＝家庭連合勝訴に終わっている。資料 21〔和解を除いた勝率〕)、家庭連合に不利な裁判だけを集めて、組織性や悪質性があると認定し、「著しく公共の福祉に反することが明らか」と断じることとはできない。

以上のように考えると、献金勧誘が「著しく公共の福祉を害すると明らか」と認定される場合はそもそも想定しづらい。

3 結語

以上のおおり、家庭連合には組織性、継続性及び悪質性の3要素がいずれも認められない。それゆえ、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」とはいえない。

第4 法81条1項2号の解散事由もない

以上のおおり、法81条1項1号の解散事由はないといえるところ、同条項2号の解散事由もない。

法81条1項2号は法2条に定める宗教法人の「目的を著しく逸脱したこと」を解散事由の一つとして挙げる。法2条の目的は「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」であるところ、これら目的の範囲外の行為をしている事実は伺えない。

第5 結語

以上のおおり、解散命令の要件を満たさないため、貴庁におかれては、解散命令の提訴を行って家庭連合に無用の負担を課すことは控えられたい。

以上

使用者責任を認めた裁判例一覧

第1 組織性を否定した裁判例(意見書16頁)

番号	裁判所	事件番号	判決日
1	京都地方裁判所	平成7年(ワ)第1971号	平成14年10月25日
2	東京地方裁判	平成15年(ワ)第28800号	平成18年10月3日
3	福岡地方裁判所	平成19年(ワ)第72号	平成22年3月11日
4	福岡地方裁判所	平成19年(ワ)第576号	平成23年2月28日

第2 組織性が読み取れない裁判例(意見書17頁)

番号	裁判所	事件番号	判決日
1	福岡地方裁判所	平成2年(ワ)第1082号	平成6年5月27日
2	東京地方裁判所	平成6年(ワ)第3119号	平成9年10月24日
3	奈良地方裁判所	平成6年(ワ)第207号	平成9年4月16日
4	福岡地方裁判所	平成6年(ワ)第1578号	平成11年12月16日
5	広島高等裁判所岡山支部	平成10年(ネ)第158号	平成12年9月14日
6	札幌地方裁判所	昭和62年(ワ)第603号 昭和63年(ワ)第1929号 平成2年(ワ)第570号 平成4年(ワ)第1775号	平成13年6月29日
7	大阪地方裁判所	平成8年(ワ)第1408号 平成8年(ワ)第3616号 平成9年(ワ)第5726号 平成10年(ワ)第1104号	平成13年11月30日
8	東京地方裁判所	平成16年(ワ)第27265号	平成19年5月29日
9	東京地方裁判所	平成17年(ワ)第23549号	平成20年1月15日
10	札幌地方裁判所	平成16年(ワ)第1440号 平成18年(ワ)第1799号 平成21年(ワ)第968号 平成22年(ワ)第2921号	平成24年3月29日
11	東京地方裁判所	平成29年(ワ)第12048号	令和2年2月28日